

【社会保険】

※現在の加入要件

- ❶ 週の労働時間が 20 時間（月 87 時間）以上
- ❷ 賃金が月額 8.8 万円以上（年収 106 万円以上）
- ❸ 従業員が 51 人以上の企業に勤務
- ❹ 2 か月を超えて雇用の見込みがある
- ❺ 学生でない

※今後の変容（❷、❸の撤廃）

多くの A 型が該当

・企業規模要件の撤廃

従業員数 51 人以上	従業員数 36 人以上	<u>従業員数</u> <u>21 人以上</u>	従業員数 11 人以上	すべての企業
現在	2027 年 10 月	2029 年 10 月	2032 年 10 月	2035 年 10 月

・賃金要件（106 万円の壁）の撤廃

現在：年収 106 万円（月収 8.8 万円）以上の労働者は社会保険加入

2026 年 10 月～：収入に関わらず加入

（最低賃金の上昇で、月 87 時間以上働けば必然的に 8.8 万円を超える見込みのため）

※栃木県（2025 年 10 月～） 時給 1,067 円×87 時間＝92,829 円/月